

共通事項等

- ①地域区分
- ②介護職員処遇改善加算の拡大
- ③サービス提供体制強化加算の拡大
- ④同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し
- ⑤総合マネジメント体制強化加算の創設
- ⑥登録定員等の緩和（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑦緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応
- ⑧運営推進会議及び外部評価の効率化（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑨認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の併設型における夜間の職員配置の緩和

①地域区分

【地域区分ごとの上乗せ割合】

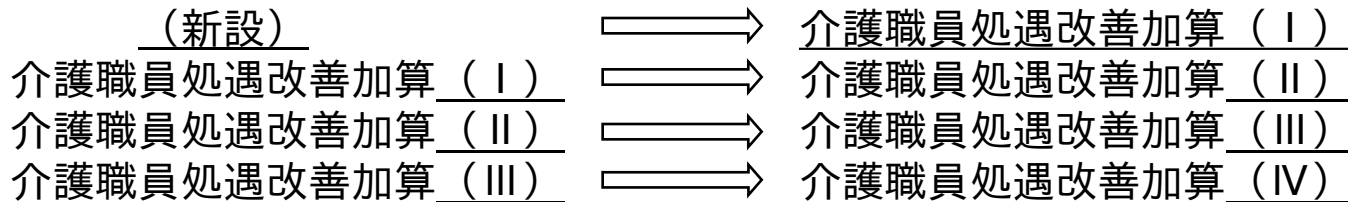
民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員の地域手当の設定準拠する見直しを行う。

【地域区分】

| 【現行】 | | → | 【改正後】 | |
|------|-----|---|-------|-----|
| 1級地 | 18% | | 1級地 | 20% |
| 2級地 | 15% | | 2級地 | 16% |
| 3級地 | 12% | | 3級地 | 15% |
| 4級地 | 10% | | 4級地 | 12% |
| 5級地 | 6% | | 5級地 | 10% |
| 6級地 | 3% | | 6級地 | 6% |
| その他 | 0% | | 7級地 | 3% |
| | | | その他 | 0% |

②介護職員処遇改善加算の拡大 その1

介護職員処遇改善加算については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分を創設する。



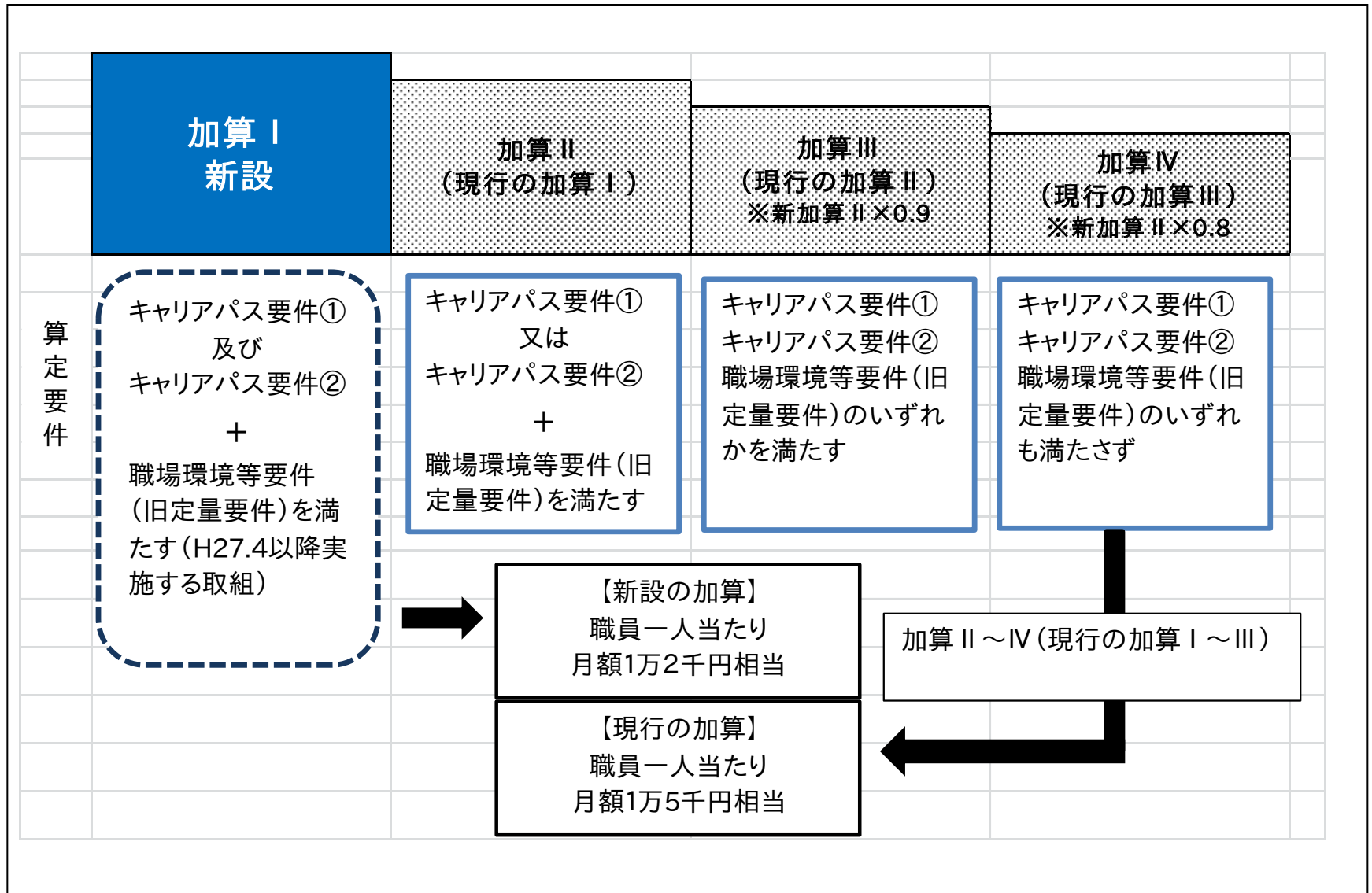
| ＜地域密着型サービス別加算率＞(介護職員処遇改善加算) | | |
|-----------------------------|-------|--------|
| サービス | 加算(I) | 加算(II) |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 8.6% | 4.8% |
| 夜間対応型訪問介護 | 8.6% | 4.8% |
| (介護予防)認知症対応型通所介護 | 6.8% | 3.8% |
| (介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 7.6% | 4.2% |
| (介護予防)認知症対応型共同生活介護 | 8.3% | 4.6% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 6.1% | 3.4% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 5.9% | 3.3% |
| 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) | 7.6% | 4.2% |

※ 改定後の(III)は(II)の90%、(IV)は(II)の80%を算定

②介護職員処遇改善加算の拡大 その2

| 【算定要件】 | | 加算(Ⅰ) | 加算(Ⅱ) | 加算(Ⅲ) (Ⅱ)×90% | 加算(Ⅳ) (Ⅱ)×80% |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------|------------------------|------------------|
| ① | 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② | 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長）に届け出ていること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ | 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ | 当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を姫路市に報告すること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ | 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ | 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑦ | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること 【キャリアパス要件(1)】 | ○ | ⑦か⑧のいずれかの基準に適合すること | ⑦⑧の基準か⑨の基準のいずれかに適合すること | / |
| a | 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 | | | | |
| b | aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | | | | |
| ⑧ | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること 【キャリアパス要件(2)】 | ○ | ⑦か⑧のいずれかの基準に適合すること | ⑦⑧の基準か⑨の基準のいずれかに適合すること | / |
| a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 | | | | |
| b | aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | | |
| ⑨ | 平成20年10月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。 【定量要件】 | / | ○ | / | / |
| ⑩ | 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 【定量要件】 | ○ | / | / | / |

②介護職員処遇改善加算の拡大 その3



③サービス提供体制強化加算の拡大 その1

介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。

また、処遇改善に向けた取組を一層推進する観点から、処遇改善加算と同様に、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

【全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(H27.3.2)資料より抜粋】

- ・ 介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行っている。
- ・ また、24時間のサービス提供が必要な施設サービスについては、安定的な介護サービスの提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行っている。(平成21年度介護報酬時創設)
- ・ なお、「常勤職員の割合」や「一定以上の勤続年数の職員の割合」については、サービスの質の評価が可能と考えられる指標について、検討を進めることを前提に、暫定的に用いている。
- ・ H27改定においては、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。

③サービス提供体制強化加算の拡大 その2

| ＜地域密着型サービス別加算要件及び単位数＞ | | |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (介護福祉士割合5割以上) | | |
| サービス | 現行 | 新 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | (I)介護福祉士5割以上:12単位/日 | (I)イ 介護福祉士6割以上:18単位/日 (I)ロ 介護福祉士5割以上:12単位/日 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | |
| (介護福祉士割合4割以上) | | |
| サービス | 現行 | 新 |
| 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 | (I)介護福祉士4割以上:500単位/月 | (I)イ 介護福祉士5割以上:640単位/月 (I)ロ 介護福祉士4割以上:500単位/月 |
| 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 | (I)介護福祉士4割以上:12単位/回 | (I)イ 介護福祉士5割以上:18単位/回 (I)ロ 介護福祉士4割以上:12単位/回 |
| (介護福祉士割合3割以上) | | |
| サービス | 現行 | 新 |
| 夜間対応型訪問介護 (包括型:夜間対応型訪問介護) | (I)介護福祉士3割以上 又は 介護福祉士等5割以上 :12単位/回 【包括型】 (II)介護福祉士3割以上 又は 介護福祉士等5割以上 :84単位/月 | (I)イ 介護福祉士4割以上 又は 介護福祉士等6割以上 :18単位/回 (I)ロ 介護福祉士3割以上 又は 介護福祉士等5割以上 :12単位/回 【包括型】 (II)イ 介護福祉士4割以上 又は 介護福祉士等6割以上 :126単位/月 (II)ロ 介護福祉士3割以上 又は 介護福祉士等5割以上 :84単位/月 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | (I)介護福祉士3割以上 又は 介護福祉士等5割以上 :500単位/月 | (I)イ 介護福祉士4割以上 又は 介護福祉士等6割以上 :640単位/月 (I)ロ 介護福祉士3割以上 又は 介護福祉士等5割以上 :500単位/月 |

④同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し

(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(H27.3.2)資料より)

(参考) 集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬(地域密着型サービス)【改定後】

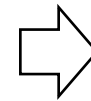
| | 減算の内容 | 算定要件 | 備考 |
|------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 夜間対応型訪問介護 | 10%減算 | <p>①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者</p> <p>②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)</p> | — |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 600単位/月減算 | <p>・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者</p> | — |
| 認知症対応型通所介護 | <p>①94単位/日</p> <p>②47単位/片道減算</p> | <p>①事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者</p> <p>※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。</p> <p>②事業所が送迎を行っていない者</p> | <p>・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない</p> |
| 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 | (別報酬体系) | <p>・事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者</p> | <p>・利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定</p> |

⑤総合マネジメント体制強化加算の創設

事業所は、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、通常の居宅サービスとは異なる「特有のコスト」が存在する。当該コストは、現行もそれぞれの基本サービス費の中で手当されているが、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とする観点から、積極的な体制整備について、新たな加算として評価する。

総合マネジメント体制強化加算(新規)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・
看護小規模多機能型居宅介護共通)



1,000単位／月

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(定期巡回・小規模多機能・看護多機能共通事項)

- ① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に評価されていること。
- ② 個別サービス計画の見直しの際に、利用者又はその家族に対して、当該見直しの内容を説明し、記録していること。

・ この他、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」、「地域における活動への参加の機会が確保されている」ことなどを要件としている。

(※)本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。

⑥登録定員等の緩和

(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。

○登録定員（改定前）25人以下 ⇒（改定後）29人以下

⇒ 通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで（登録定員が25人を超える事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員まで）

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

※居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」（利用者1人当たり3㎡以上）であること。

※なお、宿泊サービスに係る利用定員については、現行のとおり。

⑦緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応 その1 (小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）の宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

○小規多機能型居宅介護費
短期利用居宅介護費（新規）

| | | | |
|---|-------|-----|------|
| ⇒ | 要介護 1 | 565 | 単位／日 |
| | 要介護 2 | 632 | 単位／日 |
| | 要介護 3 | 700 | 単位／日 |
| | 要介護 4 | 767 | 単位／日 |
| | 要介護 5 | 832 | 単位／日 |

○介護予防小規模多機能型居宅介護費
短期利用介護予防居宅介護費（新規）

| | | | |
|---|-------|-----|------|
| ⇒ | 要支援 1 | 419 | 単位／日 |
| | 要支援 2 | 524 | 単位／日 |

○複合型サービス費
短期利用居宅介護費（新規）

| | | | |
|---|-------|-----|------|
| ⇒ | 要介護 1 | 565 | 単位／日 |
| | 要介護 2 | 632 | 単位／日 |
| | 要介護 3 | 700 | 単位／日 |
| | 要介護 4 | 767 | 単位／日 |
| | 要介護 5 | 832 | 単位／日 |

⑦緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応 その2 (小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

※ 算定要件等（短期利用居宅介護費）

- 登録者の数が登録定員未満であること。
- 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護（指定看護小規模多機能型居宅介護）事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護（指定看護小規模多機能型居宅介護）事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護（指定看護小規模多機能型居宅介護）の提供に支障がないと認めた場合であること。
- 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
- 指定小規模多機能型居宅介護（指定看護小規模多機能型居宅介護）等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
- 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。
- 活用できる宿泊室の数については、短期利用に活用可能な宿泊室の算定式により算出する。

⑧運営推進会議及び外部評価の効率化 (小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(改正後の基準)

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(H18労働省通知)

- 現行の「都道府県が指定する外部評価機関において行うサービスの評価を受けなければならない」とする規定は廃止する。
- 見直し後は、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）事業所は、自らその提供する小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）の質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議においてチェックし、公表する仕組みとする。
- その上で、運営推進会議における客観的な評価能力を担保するため、「評価」として行う運営推進会議には、構成員として市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者を参加させることを求める。

⑨認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の併設における夜間の職員配置の緩和

認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所が併設するもののうち小規模なものについて、人員配置の効率化を図る観点から、夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員と認知症対応型共同生活介護事業所の1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とする。

(改正後の基準)

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(H18労働省通知)

次の要件を満たす事業所について、入居者の処遇に支障がないと認められる場合には、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護の兼務を認める。

- ・ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の利用者の処遇に支障がないこと。
- ・ 小規模多機能型居宅介護の泊まり定員と認知症対応型共同生活介護の1ユニットあたりの定員の合計が9人以内であること。
- ・ 小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護が同一階に隣接していること。